

新型インフルエンザ対策について

平成21年 5月 9日
兵庫県知事 井戸敏三

新型インフルエンザの蔓延が世界的にも拡大傾向にあり、5月8日にデトロイトからの飛行機により成田国際空港に到着した大阪府在住の男子高校生2名と40代男性教諭の計3名について検査の結果、新型インフルエンザの感染が確認されました。

国（厚生労働省）の見解としては、その発生経路からみて海外でのものとみられることから、国内で発生したとはみなされておりません。

したがって、本県としても、引き続き、兵庫県新型インフルエンザ対策計画に基づき国内での発生を阻止する対応を全力で行っていきつつありますが、これとともに、今後の国内・県内の発生に備え、万全の措置をとってまいりますので、引き続き、県民の皆様におかれましては、次のことについてご協力をお願いします。

- 1 この飛行機に同乗された方で兵庫県内に居住・滞在されている8名の方については、すでに、健康福祉事務所（保健所）が連絡を取り、健康の自己管理を徹底されるよう指導しています。併せて、極力外出の自粛を要請するとともに、その後の健康調査を続けていくこととしています。
- 2 過去10日以内に新型インフルエンザのまん延国（メキシコ、米国本土、カナダ）から帰国された方は、症状の有無にかかわらず、必ず最寄りの健康福祉事務所（保健所）にご連絡ください。
県では、本庁に総合相談窓口を、また、健康福祉事務所（保健所）に発熱電話相談窓口（発熱相談センター）を開設しています。
- 3 まん延国から帰国後に、発熱したり体調を崩された方は、すぐにご相談ください。
なお、専用外来医療機関への斡旋は健康福祉事務所（保健所）から行いますので、直接医療機関を訪ねないようにしてください。
- 4 県では、検疫所から、まん延国からの県内帰国者名簿を入手し、健康福祉事務所（保健所）が健康調査を聞き取り等で行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- 5 うがい、手洗い、咳エチケット、マスクの着用などのインフルエンザ感染防止対策を十分に行ってください。

以上、県民の皆様には、正確な情報の収集と冷静な対応をお願いします。

裏面に相談窓口連絡先一覧（政令市を含む）

相談窓口連絡先

	健康福祉事務所（保健所）等	連絡先
1	兵庫県疾病対策室（神戸市中央区下山手通5-10-1）	直 通 078-362-3226
2	芦屋健康福祉事務所（芦屋市公光町1-23）	地域保健課 0797-32-0257
3	宝塚健康福祉事務所（宝塚市小林3-5-22）	健康管理課 0797-74-7099
4	伊丹健康福祉事務所（伊丹市千僧1-51）	健康管理課 072-777-4111
5	加古川健康福祉事務所（加古川市加古川町寺家町天神木97-1）	健康管理課 079-422-0006
6	明石健康福祉事務所（明石市本町2-3-30）	健康管理課 078-917-1128
7	加東健康福祉事務所（加東市社字西柿1075-2）	健康管理課 0795-42-6287
8	中播磨健康福祉事務所（神崎郡福崎町西田原235）	地域保健課 0790-22-1234
9	龍野健康福祉事務所（たつの市龍野町富永1311-3）	健康管理課 0791-63-5143
10	赤穂健康福祉事務所（赤穂市加里屋98-2）	地域保健課 0791-43-2321
11	豊岡健康福祉事務所（豊岡市幸町7-11）	健康管理課 0796-26-3671
12	朝来健康福祉事務所（朝来市和田山町東谷213-96）	地域保健課 079-672-5995
13	丹波健康福祉事務所（丹波市柏原町柏原668）	健康管理課 0795-72-3488
14	洲本健康福祉事務所（洲本市塩屋2-4-5）	健康管理課 0799-26-2051
	政令市保健所	感染症関係連絡先
	神戸市保健所（神戸市中央区加納町6-5-1）	予防衛生課 078-335-2151
	姫路市保健所（姫路市坂田町3番地）	予防課 079-289-1635
	尼崎市保健所（尼崎市七松町1-3-1-502号）	保健企画課 06-4869-3010
	西宮市保健所（西宮市江上町3-26）	健康増進課 0798-35-0236

1 は総合相談窓口で、午前 9 時から午後 9 時まで対応。

2 ～ 14 は発熱電話相談窓口で、休日も含めて 24 時間対応。

新型インフルエンザ国内(水際)発生事案の概要及び県の対応

1 事案の概要

新型インフルエンザの蔓延が世界的にも拡大傾向にあり、5月8日に成田国際空港に到着した大阪府在住の男子高校生2名と40代男性教諭の計3名について検査の結果、新型インフルエンザの感染が確認された。

【事案の経過】

4/24 ~ 5/7	カナダのオークビルに滞在。
8日 16:38	デトロイト発ノースウェスト 25 便で成田空港到着
8日	成田赤十字病院に隔離入院
9日 早朝	国立感染研究所の検査結果で感染を確認

同便に搭乗していた残りの生徒や乗客ら 49 人も空港近くの宿泊施設に滞在中

患者の状況

- A：大阪府在住 40 代日本人男性。カナダのオークビル、米国のデトロイトを經由し、5月8日にデトロイトから成田へ帰国。6日(水)夜から発熱(37 度)。8日検疫時点の熱は 38.6 度。咳、咽頭痛、筋肉痛、関節痛
- B：大阪府在住 10 代日本人男性。A と同行。5日(火)夜から発熱(38 度)。8日の検疫時点の熱は 36.6 度。鼻汁、咳の症状
- C：大阪府在住 10 代日本人男性。A と同行。6日(水)夜から咳症状。8日の検疫時点の熱は 37.1 度。鼻汁、咳の症状

2 県の対応

国（厚生労働大臣）の見解としては、「入国前のものであって、対処方針でいう、いわゆる国内で患者が発生したものではない」としている。

したがって、本県としても、現在の対応を変更せず、引き続き、「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」の第一段階（海外発生期）の対応を基本とするが、今後、国内（含県内）での発生の可能性も強いため、次の（2）、（3）の措置の実施に向けて検討する。

(1) 現在の対応

ア 情報収集・分析

検疫所より発生地域からの県内帰国者名簿を引き続き入手。

医療機関から県医師会を通じ、流行地域から帰国した者で、インフルエンザ様症状を呈して受診した者の情報を収集。

近隣府県との情報・意見交換。

イ 情報提供・周知

知事メッセージを发出

新型インフルエンザが発生している地域に滞在していた県民に対し、外出自粛と健康福祉事務所への電話連絡を周知徹底。

新型インフルエンザが発生している地域への渡航は可能な限り避けるよう検疫所、旅券事務所等と連携して広報を実施。

国が示した診断・治療ガイドライン、Q & A等を県ホームページに掲載するとともに、県医師会等関係機関へ速やかに周知。

ウ 予防・発生拡大防止のための取組

検疫所から得た帰国者情報をもとに、当該帰国者に対して健康福祉事務所が健康調査の実施及び外出自粛を要請。

発熱等がある場合、専用外来医療機関での受診を指導。

患者家族など濃厚接触者に対する抗インフルエンザ薬の予防投薬。

感染症法に基づく医師からの届出、患者への入院勧告、接触者への健康調査。

国から新型インフルエンザ患者の発生状況に係る緊急情報が提供された場合は、直ちに県医師会等関係機関に周知。

エ 医療・検査体制の整備

国が示す症例定義の設定・変更時は、県医師会等関係機関に対して直ちに周知徹底。

新型インフルエンザの流行拡大に備えて、公立医療機関等に入院病床確保について協力要請する等、県医師会等関係機関とも連携して入院病床の確保に努める。

オ 市町との連携

市町に対して、住民からの生活相談等、広範な内容に対応できる相談窓口の設置を要請。

(2) 国内（県外）発生の場合

ア 情報の収集・分析

県外で発生した患者等に係る県内への立ち入り情報の入手。

イ 情報提供・周知

必要に応じて知事の緊急事態宣言を発出し、次の注意事項等を伝達。

- ・患者の伝播可能期間に発生地域に滞在していた者は外出自粛
- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行 等
県対策本部及び健康福祉事務所に相談窓口を設置(継続)。

ウ 予防・発生拡大防止のための取り組み

発生地域に滞在していた者の外出自粛と健康福祉事務所(保健所)への連絡を広く県民に呼びかけ。

濃厚接触者等に対するタミフルの予防投与。

検疫所から提供された名簿に基づき、県内帰国者への健康観察を実施(継続)。

専用外来医療機関における発熱外来の設置(継続)。

検疫所と連携のうえ、県管理港湾における発生国から入港する船舶の監視強化(継続)。

タミフルの流通監視及び県内医薬品卸売り業者に対する指導。

(3) 県内発生の場合

上記(2)の対応を徹底・強化するとともに、感染が拡大する場合、必要に応じて、学校、通所施設等への臨時休業要請、大規模集会及び興業等不特定多数の集まる活動の自粛要請など、社会活動の制限に係る対策をウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、弾力的、機動的に検討、実施する。